

令和8年度飛驒市一般廃棄物処理実施計画書

飛 驒 市

目 次

第1章 基本的事項

1. 処理区域	1
2. 計画期間	1

第2章. ごみ処理計画

1. 処理対象人口及び世帯数	2
2. 基本方針	2
3. 一般廃棄物の区分及び処理量	3
4. 排出方法	4
5. 一般廃棄物再生利用個別指定業者	5
6. 収集運搬委託業者	6
7. 収集運搬方法	6
8. 一般廃棄物処理手数料	7
9. 中間処理施設	8
10. 最終処分計画	9
11. 特定家庭用機器再商品化法対象品目の取扱い	9
12. 発生・排出抑制、資源化の施策	10
13. 環境美化のための施策	12
14. 事業系一般廃棄物の処理	12
15. 一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処理業の許可について	12
16. その他	13

第3章 生活排水の処理計画

1. 基本方針	14
2. 一般廃棄物の排出の状況	15
3. 一般廃棄物の処理主体	16
4. 処理計画	17
5. 排出抑制・再資源化計画	18
6. 収集・運搬計画	18
7. 中継施設から中間処理施設への運搬計画	18
8. 中間処理計画	19
9. 最終処分計画	19
10. 適正処理に関する施策	19
11. 一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥）収集運搬業の許可方針	20
12. 浄化槽清掃業の許可方針	20

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項及び飛騨市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 16 年飛騨市条例第 145 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 項の規定により飛騨市一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

第 1 章 基本的事項

1. 処理区域
飛騨市全域

2. 計画期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

第2章. ごみ処理計画

1. 処理対象人口及び世帯数

人 口 21,187 人

世帯数 8,802 世帯

(令和8年3月1日現在の住民基本台帳)

2. 基本方針

- (1) 家庭から排出される一般廃棄物及び事業活動に伴い排出される一般廃棄物は、排出者が適正に処分できるものの他は、法及び条例の定めるところにより市が処理する。
- (2) 家庭から排出される一般廃棄物は、市又は一般廃棄物収集運搬許可業者による収集運搬、又は排出者自らが処理施設へ直接搬入するものとする。
- (3) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物は、排出者自らの責任において、適正に処理することを原則とする。自ら処理できない場合には、排出者が自ら、又は市が許可した一般廃棄物収集運搬業者に委託して収集運搬し、市の処理施設で処理するものとする。
- (4) 産業廃棄物は法の定めるところにより、事業者が自ら適正に処分するものとする。但し、条例に定める廃棄物に限り、指定された処理施設へ運搬して合わせ処理することができる。

3. 一般廃棄物の区分及び処理量

区 分	種類及び名称	計画処理量 (t/ 年)	R6 年度処理実績 (t/ 年)
可燃ごみ	可燃ごみ	4,535.5	4,716.3
不燃ごみ	埋立ごみ(陶磁器、ガラス製品等)	86.3	88.4
資源ごみ	缶類	28.1	34.1
	ビン類	139.5	158.5
	プラスチック製容器包装	124.7	126.4
	プラスチック製品	41.6	15.4
	紙類	104.3	110.2
	金物	113.9	115.8
	ペットボトル	43.2	44.9
	小型家電類	89.1	84.4
	蛍光管等	2.4	3.2
	乾電池類	9.8	10.0
	新聞・雑誌	129.0	144.6
	ダンボール	100.0	99.5
	紙パック	2.2	2.0
	衣類	56.5	47.7
	廃食用油	0.3	0.5
	防水加工紙	0.3	1.1
羽毛布団	0.6	0.5	
粗大ごみ	畳・敷物・布団類、家具・建具類等	241.7	218.2

4. 排出方法

(1) ステーションにより収集するもの及びその場所

収集場所：ごみ分別収集カレンダーで定める日程にそって地域の定められた場所に排出する。

家庭から排出される可燃ごみ（市指定袋）、プラスチック類（市指定袋）、紙類（市指定袋）、缶、ビン、金物、ペットボトル、小型家電類、蛍光灯等、乾電池類、埋立ごみ、その他（神岡町のみ：新聞・雑誌・ダンボール・紙パック、古川町のみ：廃食用油）が対象。

※1：令和8年度より、プラスチック製容器包装とプラスチック製品（プラ素材100%）を、「プラスチック類」として一つの指定ごみ袋で収集する。

(2) 拠点回収により収集するもの及びその場所等

①24時間資源回収ボックスにより収集するもの及びその場所

収集場所：飛騨市古川町上気多 639-1（駅東駐車場内：24時間開設）

家庭から排出される新聞、雑誌、ダンボール、衣類、紙パックのみ対象。

収集場所：飛騨市古川町袈裟丸（袈裟丸総合研修センター向側：24時間開設）

家庭から排出される新聞、雑誌、ダンボール、衣類、紙パックのみ対象。

収集場所：飛騨市神岡町東町 378（神岡振興事務所駐車場内：24時間開設）

家庭から排出される新聞、雑誌、ダンボール、衣類、紙パックのみ対象。

収集場所：飛騨市神岡町山田 2059（山田グランド敷地内：24時間開設）

家庭から排出される新聞、雑誌、ダンボール、衣類、紙パックのみ対象。

収集場所：飛騨市河合町角川 223-1（河合振興事務所駐車場内：24時間開設）

家庭から排出される新聞、雑誌、ダンボール、衣類、紙パックのみ対象

収集場所：飛騨市河合町稲越 2919（稲越健康管理センター駐車場内：24時間開設）

家庭から排出される新聞、雑誌、ダンボール、衣類、紙パックのみ対象

収集場所：飛騨市宮川町野首 28-2（宮川町保健センター駐車場内：24時間開設）

家庭から排出される新聞、雑誌、ダンボール、衣類、紙パックのみ対象

収集場所：飛騨市宮川町杉原 109（宮川町高齢者コミュニティセンター前：24時間開設）

家庭から排出される新聞、雑誌、ダンボール、衣類、紙パックのみ対象

②衣類定期回収により収集するもの及びその場所

収集場所：古川町、神岡町、河合町、宮川町の指定場所（指定された日）

家庭から排出される衣類が対象。

(3) 粗大ごみの搬出、又は引っ越し等により一時的に多量に発生した場合

自ら市の処理施設に搬入するか、一般廃棄物収集運搬業の許可業者に収集運搬を委託する。

- ・一般廃棄物収集運搬業の許可業者は別表1のとおり。

分別区分		地区	一般廃棄物の排出方法	
家庭系ごみ	可燃ごみ	飛騨市全域	①指定された日に市の収集に出す ②飛騨市クリーンセンターに直接搬入	
	不燃ごみ	埋立ごみ	飛騨市全域	①指定された日に市の収集に出す ②飛騨市リサイクルセンターに直接搬入
	資源ごみ	カン	飛騨市全域	①指定された日に市の収集に出す ②飛騨市リサイクルセンターに直接搬入
		ペットボトル		
		ビン	飛騨市全域	①指定された日に市の収集に出す ②飛騨市リサイクルセンターに直接搬入 ③(株)神岡衛生社内エコサポートかみおかに直接搬入 (神岡地区のみ対象)
		金物		
		小型家電類		
		蛍光管等		
		乾電池類		
		プラスチック類	飛騨市全域	①指定された日に市の収集に出す ②飛騨市リサイクルセンターに直接搬入
		紙類		
		新聞・雑誌、ダンボール、紙パック(防水加工紙含む)	古川地区河合・宮川地区	①飛騨市リサイクルセンターに直接搬入
	神岡地区		①指定された日に市の収集に出す ②飛騨市リサイクルセンターに直接搬入	
	飛騨市全域		①24時間資源回収ボックスに直接搬入	
	飛騨市全域		①飛騨市リサイクルセンターに直接搬入 ②24時間資源回収ボックスに直接搬入 ③各町の衣類定期回収に直接搬入	
廃食用油	古川地区	①各区の指定収集場所で年3回収集 ②飛騨市リサイクルセンターに直接搬入		
	河合・宮川地区 神岡地区	①飛騨市リサイクルセンターに直接搬入		
粗大ごみ	粗大ごみ	飛騨市全域	①飛騨市リサイクルセンターに直接搬入 ②(株)神岡衛生社内エコサポートかみおかに直接搬入 (神岡地区のみ対象)	
事業系ごみ	事業活動等に伴って生じる廃棄物	飛騨市全域	①飛騨市クリーンセンターに直接搬入 ②飛騨市リサイクルセンターに直接搬入	

5. 一般廃棄物再生利用個別指定業者

名称	住所	排出者	事業の範囲
有限会社 飛騨エコノス	飛騨市古川町下気多 106 番地 1	飛騨市内の事業系排出者	再生活用 (発泡スチロール及びびトレイ)

6. 収集運搬委託業者

地 区	名 称	住 所	収集車両
古川町 河合町 宮川町	有限会社 吉城環境管理センター	飛騨市古川町下気多 106 番地 1	塵芥車 7 台 トラック (パネル) 5 台 トラック (キャブオーバー) 1 台 軽トラック 1 台 ダンプ (ユニック付) 1 台 ダンプ (フックロール付) 2 台
神岡町	株式会社 神岡衛生社	飛騨市神岡町東雲 375 番地	塵芥 8 台 トラック (平車) 4 台 トラック (クレーン付) 1 台 トラック (コンテナ付) 3 台 ダンプ 1 台 軽トラック (ダンプ付) 1 台 軽トラック 1 台 軽バン 1 台

7. 収集運搬方法

分別区分	具体的な内容	出し方	収集	
可燃ごみ	生ごみ、リサイクルに適さないプラスチック製品、革製品、ゴム製品、リサイクルに適さない紙類(汚れた紙、紙おむつの衛生用品等)、衣類で汚れている物等	市指定のごみ袋(黄色)に入れて指定集積場所に出す。	有料 週 2 回	
資源ごみ	紙類	市指定の紙類専用ごみ袋(オレンジ色)に入れて指定集積場所に出す	有料 月 2 回	
	プラスチック類	市指定のプラスチック類ごみ袋(水色)に入れて指定集積場所に出す ※2	有料 月 2 回	
	カン	内容物を取り除き、水ですすいで乾燥後、地域のごみ集積場所に出す	無料 月 1 ~ 2 回	
	ビン	ふたを外し、内容物を取り除き、水ですすいで乾燥後、地域のごみ集積場所出す	無料 月 1 ~ 2 回	
	ペットボトル	ラベル、キャップを外し、水ですすいで乾燥後、地域のごみ集積場所に出す	無料 月 1 ~ 2 回	
	新聞・雑誌、ダンボール、紙パック	新聞、雑誌、ダンボールはそれぞれ十字に縛って出す。紙パックは縛らずに出す。(神岡地区のみ)	無料 年数回	
	小型家電類	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第 2 条に規定する使用済小型電子機器 (以降「小型家電」)	地域のごみ集積場所に出す	無料 月 1 ~ 2 回
	金物	スプレー缶、ガス缶、フライパン、なべ焼うどんの器、傘、缶のフタ等	地域のごみ集積場所に出す	無料 月 1 ~ 2 回
	蛍光灯等	電球型・丸型蛍光灯、白熱電球、点灯管、水銀体温計 等	地域のごみ集積場所に出す	無料 月 1 ~ 2 回
	乾電池類	ボタン電池、充電式電池等	地域のごみ集積場所に出す	無料 月 1 ~ 2 回
不燃ごみ	埋立ごみ 陶器製、ガラス製品、ガラスコップ類、使い捨てライター 等	地域のごみ集積場所に出す	無料 月 1 ~ 2 回	

8. 一般廃棄物処理手数料

取扱区分	ごみの種類	処 理 手 数 料	
		家庭系ごみ	事業系ごみ
市指定ごみ袋による廃棄物収集運搬処分	可燃ごみ (大)	10 枚 520 円	—
	可燃ごみ (小)	20 枚 520 円	—
	可燃ごみ (極小)	20 枚 260 円	—
	プラスチック類 ※2	10 枚 100 円	—
	紙類	10 枚 100 円	—
処理施設持込み処分	可燃ごみ	10 kg までごとに 70 円	10 kg までごとに 70 円
	紙製資源ごみ (新聞、雑誌、段ボール、牛乳パック類 (防水加工紙含む))	—	1 kg までごとに 10 円
	カン・ビン	—	1 kg までごとに 10 円
	ペットボトル	—	1 kg までごとに 10 円
	金物	1 kg までごとに 10 円	1 kg までごとに 10 円
	電機・電器製品 (特定家庭用機器を除く)	1 kg までごとに 50 円	1 kg までごとに 50 円
	畳・敷物・布団類	1 kg までごとに 30 円	1 kg までごとに 30 円
	家具・建具類	1 kg までごとに 50 円	1 kg までごとに 50 円
	プラスチック製品 (スキー等)	1 kg までごとに 80 円	1 kg までごとに 80 円
	自転車、一輪車等機器類	1 kg までごとに 100 円	1 kg までごとに 100 円
特定家庭用機器廃棄物運搬	破損した特定家庭用機器廃棄物	リサイクル料金相当額に 4,710 円を加算した額	リサイクル料金相当額に 4,710 円を加算した額
	特定家庭用機器類	1 台当たり 4,190 円 (リサイクル料金を支払ってある物)	1 台当たり 4,190 円 (リサイクル料金を支払ってある物)

※2：令和8年度より、分別方法が変更されるプラスチック類 (※1) は、指定ごみ袋のデザインを新しく変更する。ただし、プラスチック製容器包装用のごみ袋は、在庫がなくなるまでプラスチック類のごみ袋として使用可能。

9. 中間処理施設

施設名称 飛騨市クリーンセンター（焼却処理施設）

所在地 飛騨市古川町谷 11 番地 4

開所日時 月曜日から金曜日 8 時 30 分～15 時 30 分まで（祝日除く。）

毎月第 3 日曜日の 8 時 30 分～15 時 30 分まで

（年末年始（12 月 30 日から翌年 1 月 3 日まで）は除く。）

敷地面積	約 11,000 m ² （飛騨市リサイクルセンターを含む全体面積）
処理能力	25 t / 日（12.5 t / 16h × 2 炉）
着工年月	平成 23 年 6 月
竣工年月日	平成 25 年 3 月 31 日
設計・施工業者	SNT・奥野特定建設工事共同企業体
運転管理体制	直営
受入供給設備	ピット・アンド・クレーン方式
燃焼設備	ストーカー式（横型）
燃焼ガス冷却設備	水噴射冷却方式
排ガス処理設備	有害ガス除去装置（活性炭・消石灰噴霧）＋ろ過式集じん器＋無触媒脱硝（尿素噴霧）
通風設備	平衡通風方式、内筒銅版製建屋一体型煙突（H=40m）
灰出し設備	バンカ式
余熱利用	燃焼用空気加熱、白煙防止、温水発生器用熱源（場内給湯・暖房）

施設名称 飛騨市リサイクルセンター（資源化施設）

所在地 飛騨市古川町谷 16 番地 2

開所日時 月曜日から金曜日 8 時 30 分～16 時まで（祝日除く。）

毎月第 1・3 日曜日の 8 時 30 分～15 時 30 分まで

（年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）は除く。）

敷地面積	約 11,000 m ² （飛騨市クリーンセンターを含む全体面積）
建築面積	1687.19 m ²
取扱品目	可燃性粗大ごみ（羽毛布団含む）、家電類、プラスチック製品、陶器・ガラス類、鉄類、蛍光管等、乾電池類、廃食用油、缶、透明ビン、茶色ビン、その他ビン、紙パック（防水加工紙含む）、段ボール、新聞、雑誌類、衣・布類、ペットボトル、プラ製容器包装、紙類
竣工	平成 27 年 3 月 31 日
主な設備	可燃性粗大ごみ破砕設備 1 基（1.0 t / 5 h） ペットボトル・プラ製容器包装圧縮梱包設備 1 基（1.0 t / 5 h） ※ペットボトルとプラ製容器包装を兼用で処理

10. 最終処分計画

市が焼却した可燃ごみの焼却灰は、民間業者に委託して埋立処分（管理型最終処分場）をする。

分別収集した埋立ごみ（陶器・ガラス類）は松ヶ瀬最終処分場（管理型最終処分場）に埋立処分をする。

可燃ごみ焼却灰の処分委託業者

業 者 名	処分場所在地	予定数量
株式会社 富山環境整備	富山県富山市婦中町吉谷字大谷 1005-24 他	290 t
三重中央開発株式会社	三重県伊賀市予野字鉢屋 4606 番地 他	340 t

松ヶ瀬最終処分場の概要

項 目	松ヶ瀬最終処分場
所 在 地	岐阜県飛騨市神岡町麻生野 118 番地
施 設 管 理	飛騨市
埋 立 面 積	5,400 m ²
埋 立 容 積	26,000 m ³
埋立開始時期	平成元年
運営管理体制	一部委託
埋 立 対 象 物	焼却残渣（主灰及び飛灰）、陶器・ガラス類
浸出水処理能力	25 m ³ /日
浸出水処理能力	凝集 殿、生物処理（脱窒なし）、消毒

11. 特定家庭用機器再商品化法対象品目の取扱い

排出者自らの指定引取場所への直接持込み、許可業者に依頼し指定引取場所へ運搬及び家電小売店での引き取りを原則とし、飛騨市リサイクルセンターへ持ち込まれたものについては、保管及び指定引取場所への運搬を行う。

指定引取場所

施 設 名	所 在 地
株式会社 高橋商店	高山市国府町三川 223 番地
西濃運輸株式会社 高山支店	高山市山田町 1318 番地 1

12. 発生・排出抑制、資源化の施策

(1) EMぼかしの無料配布事業

家庭での生ごみの減量化のため、1世帯につき1ヵ月1kgを限度とし、EMぼかしの無料配布を実施する。

EMぼかしとは、生ごみを肥料に変える微生物の集まり（有用微生物群＝EM菌）を糖蜜・水・米ぬか・モミガラと混ぜ、発酵、乾燥させたものであり、生ごみにEMぼかしを混ぜ容器に密閉しておくと、発酵し質の良い肥料になる。

(2) 資源回収奨励金

地域における資源回収（子ども会、保護者会、地域住民等が家庭から出る新聞、雑誌、ダンボール、アルミ缶等の資源を回収し、資源回収業者に引き渡す取り組み）を推進するため、「回収量」と「活動回数」に応じた奨励金を交付する。

対象	奨励金
回収量に応じたもの	1kgにつき6円で計算（ただし、引取業者の引取価格の総額がこれを上回る場合は引取価格の総額を交付）
活動回数に応じたもの	1回につき3,000円

(3) リサイクルの見える化によるごみの分別・減量化の推進

分別したものがどのようなところで処理され、再利用されているか、どういった理由から分別が必要なのかを知っていただくため、リサイクルの現状を見える化して、「広報ひだ」やホームページ、チラシや飛騨市ごみ出し支援アプリ「さんあ〜る」等様々な媒体を使って啓発を行う。

(4) リユースの推進

家庭では使わなくなったが、まだ使えるものを再利用できる場を提供し、リユースの推進を図る。

(5) ごみ減量の推進を図る「エコサポーター」の育成

ごみリサイクルに関する基礎知識を理解していただくための勉強会『ごみリサイクル基礎講座』を開催する。エコサポーターの活動について興味があり、活動してみたい方には同サポーターとしてごみの減量化及びリサイクル推進に取り組んでいただけるよう活動の場作りを行う。

(6) 企業との飛騨市ごみゼロパートナー宣言の実施

ごみ減量化の取り組みを宣言する事業者をごみゼロパートナーとして認定し、取組内容等を市がPRすることで、企業のイメージアップと他事業者への啓発につなげる。

(7) 24時間資源回収ボックスの設置

いつでも資源ごみを出せるよう24時間資源回収ボックスを設置し、市民の利便性向上を図る。

設置場所	回収品目
古川町上気多 639-1 (駅東駐車場内)	ダンボール 新聞紙 雑誌・本 衣類 紙パック・牛乳パック
古川町袈裟丸 (袈裟丸総合研修センター向側)	
河合町角川 223-1 (河合振興事務所駐車場内)	
河合町稲越 2919 (稲越健康管理センター駐車場内)	
宮川町野首 28-2 (宮川町保健センター駐車場内)	
宮川町杉原 109 (宮川町高齢者コミュニティセンター前)	
神岡町東町 378 (神岡振興事務所駐車場内)	
神岡町山田 2059 (山田グランド敷地内)	

(8) リサイクルポイント制度による衣類リサイクルの推進

焼却ごみの中でリサイクルが進んでいない「衣類」について、定めた回収日に市役所や各振興事務所にて回収を行う。持ち込んだ量に応じたポイントで市のごみ袋(プラ又は紙類用)又はグリーンライフポイントと交換する仕組みにより、リサイクルの推進を図る。

(9) エコサポートかみおかの休日開所

神岡町の民設民営のリサイクル積替え保管施設「エコサポートかみおか」をより利用しやすくするため、市の委託により毎月第1日曜日の定期開所を実施する。

施設名	所在地
株式会社神岡衛生社 エコサポートかみおか	神岡町東雲 375

(10) ペットボトルの「ボトル to ボトル」水平リサイクルの推進

協定を締結しているサントリーグループと連携し、市が回収したペットボトルを同社の飲料用ペットボトルに100%再生利用するボトル to ボトルの水平リサイクルを行う。使用済みペットボトルの再利用は、新たな化石由来原料を使用してペットボトルを作る場合と比べて約60%のCO2排出量削減となり脱炭素社会づくりに貢献できるとともに、リサイクル先が明確に「見える化」できることで、更に市民の分別意識の醸成を図る。

(11) プラスチック一括回収の実施

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第33条」に規定する認定を令和7年12月1日に取得し、令和8年4月1日よりプラスチック一括回収を開始する。プラスチック製容器包装に加えプラスチック製品の再商品化を実施し、プラスチックの資源循環とゴミ減量化を推進する。

(12) 家庭用生ごみ堆肥化容器及び生ごみ処理機等購入補助金

家庭用生ごみの堆肥化及び減量化を推進するため、生ごみ処理機、生ごみ堆肥化容器の購入費用の一部を補助する。

(13) 事業系ごみの減量化促進

事業者に対してリーフレット等により廃棄物減量化の啓発を行う。また、多量排出事業所には廃棄物の減量計画の作成を求め、事業者自らによる減量化への取り組みを促進する

1 3. 環境美化のための施策

ごみのポイ捨てを防止するための巡回パトロールを実施する。

1 4. 事業系一般廃棄物の処理

(1) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物は、排出者自らの責任において、適正に処理することを原則とする。自ら処理できない場合には、排出者が自ら、又は市が許可した一般廃棄物収集運搬業者に委託して収集運搬し、市の処理施設で処理する。

(2) 電力会社から発生するダムの流木等の木くずについて（ダムの流木）、電力会社が一般廃棄物収集運搬業者へ委託し、民間リサイクル施設においてリサイクル処理する。

1 5. 一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処理業の許可について

(1) 一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処理業の許可基準

一般廃棄物収集運搬業の許可においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号、以下廃掃法）第 7 条第 5 項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号、以下施行規則）第 2 条の 2 に適合すること。

一般廃棄物処理業の許可においては、廃掃法第 7 条第 10 項及び施行規則第 2 条の 4 に適合すること。

(2) 一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処理業の許可方針

本市におけるごみ量は、減少傾向にあり今後も人口減少によりごみ量の減少が予測される中、既存の業者の処理能力において処理が可能であることから、廃掃法第 7 条第 1 項の新規許可は行わない。

(3) 積替保管施設について

一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者が、当該一般廃棄物の積み替え又は保管を行うための施設について、次に適合したものに対して許可をする。

一般廃棄物収集運搬許可業者（以下「許可業者」）において、廃棄物の適正処理及び再資源化が見込まれると市が認めた場合。

16. その他

(1) 乾電池、蛍光灯及び水銀体温計の処理

使用済み乾電池等の広域処理計画（公益社団法人 全国都市清掃会議）に基づき実施する。

(2) 他市町村への搬出

本市の一般廃棄物を他市町村へ排出して処理を委託する。

処理対象廃棄物	搬出自治体	処理施設（事業者）
一般廃棄物（廃プラスチック）	富山市	株式会社 富山環境整備
一般廃棄物（雑紙）	高山市	株式会社 高橋商店
一般廃棄物（難処理プラスチック類）	富山市	株式会社 富山環境整備
一般廃棄物（コンクリート）	高山市	株式会社 カンチ 飛騨リサイクルセンター
一般廃棄物（衣類）	高山市	株式会社 宮崎
一般廃棄物（焼却灰）	富山市	株式会社 富山環境整備
	伊賀市	三重中央開発株式会社

第3章 生活排水の処理計画

1. 基本方針

(1) 生活排水処理にかかる理念、目標

本市では、公共下水道事業・農業集落排水事業・浄化槽設置補助事業等の推進により年々水質の改善がみられる。

しかしながら、さらなる水質の改善等を推進するためには生活排水の適正処理が重要であり、今後とも市民に対して生活排水対策の必要性等について啓発を行いながら、水質改善の推進を図ることだけでなく、清流を蘇らせることを目標に掲げ実現を図るものである。

(2) 生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水処理は、飛騨市一般廃棄物処理基本計画及び飛騨市下水道事業基本計画に基づき整備、処理を行う。

- ① 整備が完了している公共下水道及び農業集落排水処理施設等集合処理区域の未接続の家庭については、早期接続を指導し、生活排水の適正処理を推進する。
- ② 公共下水道及び農業集落排水処理施設等集合処理区域以外の単独処理浄化槽を使用している家庭や汲み取りを行っている家庭については、合併処理浄化槽への転換を促進する。

2. 一般廃棄物の排出の状況

発生量及び処理量の見込

区 分	計画処理量	R6 年度処理実績
し 尿	1,005 k1	1,201 k1
浄化槽汚泥	6,188 k1	6,381 k1
脱 水 汚 泥	167 t	164 t

参考) 業者別発生量見込み

飛騨市 全域	項 目	R8 年度計画発生量		R6 年度 実績		
		回収基数	発生量 (k1)	回収基数	実績量 (k1)	清掃率
	し尿	1,139	1,086	1,251	1,201	—
	浄化槽汚泥	1,523	5,948	1,580	6,381	99.9~100%

業者	項 目	R8 年度計画発生量		R6 年度 実績		
		回収基数	発生量 (k1)	回収基数	実績量 (k1)	清掃率
(有)吉城環境管理センター (古川町)	し尿	660	433	688	451.10	—
	単独	229	2,019	234	2,051.88	100.0%
	小型合併	309		312		
	大型	9		10		
(有)吉城環境管理センター (河合町)	し尿	57	32	66	36.86	—
	単独	5	629	6	637.88	100.0%
	小型合併	54		54		
	大型	10		10		
(有)吉城環境管理センター (宮川町)	し尿	73	47	64	40.77	—
	単独	20	557	20	560.91	100.0%
	小型合併	107		108		
	大型	6		6		
(株)神岡衛生社 (神岡町)	し尿	349	574	433	672.10	—
	単独	426	2,743	455	3,3130.21	99.9%
	小型合併	324		339		
	大型	24		26		

3. 一般廃棄物の処理主体

本市における生活排水の処理主体は次のとおりである。

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処 理 主 体	
		収集運搬（許可業者）	処 理
① 農業集落排水事業	し尿および生活雑排水	(有) 吉城環境管理センター (株) 神岡衛生社	飛驒市
② 簡易排水・小規模	し尿および生活雑排水	(有) 吉城環境管理センター	飛驒市
③ 合併処理浄化槽	し尿および生活雑排水	(有) 吉城環境管理センター (株) 神岡衛生社	飛驒市
④ 単独処理浄化槽	し尿	(有) 吉城環境管理センター (株) 神岡衛生社	飛驒市
⑤ し尿処理施設	し尿	(有) 吉城環境管理センター (株) 神岡衛生社	飛驒市

4. 処理計画

事業名	地区名	処理計画区域	対象処理人口
公共下水道	古川	古川地区公共下水道事業において定める区域	10,592
	船津	神岡地区公共下水道事業において定める区域	5,244
特定環境保全 公共下水道	五ヶ村	五ヶ村地区において定める区域	813
	袖川	袖川地区において定める区域	562
農業集落排水 事業	三ヶ区	三ヶ区地区において定める区域	842
	袈裟丸	袈裟丸地区において定める区域	559
	稲越	稲越地区において定める区域	212
	角川	角川地区において定める区域	297
	小無雁	小無雁地区において定める区域	54
	種蔵	種蔵地区において定める区域	77
	西忍	西忍地区において定める区域	55
	林	林地区において定める区域	132
	吉田・上村	吉田・上村地区において定める区域	505
	麻生野	麻生野地区において定める区域	246
合併処理浄 化槽 個別 排水 処理 施設含む(注)	古川町	数河、野口、末高、戸市、袈裟丸の一部、太江の一部、平岩、畦、高野の一部、下野の一部、中野の一部、上野の一部 他集合処理区域以外の区域	496
	河合町 (注)	角川・稲越等における集合処理区域以外の区域、中沢上、保木林、上ヶ島、元田、天生、月ヶ瀬、大谷、舟原	111
	宮川町	小谷、大無雁、落合、岸奥、牧戸、丸山、菅沼、高牧、打保、戸谷、桑野、杉原、小豆沢、巢納谷、祢宜ヶ沢上、中沢上、塩屋、洞 他集合処理区域以外の区域	274
	神岡町 (注)	袖川・阿曾布・船津等における集合処理区域以外の区域	337
簡易排水事業	有家	有家地区簡易排水事業において定める区域	26
	天生	天生地区簡易排水事業において定める区域	15
	羽根	羽根地区簡易排水事業において定める区域	32
小規模排水事業	新名	新名地区小規模排水事業において定める区域	19
上記以外	全 市		0

対象処理人口：令和7年3月31日現在

5. 排出抑制・再資源化計画

(1) 排出抑制の方法

汚泥濃縮車を導入し、汚泥量の減量を図る。

(2) 再資源化の方法及び量

対象物	再資源化の方法	再資源化の量
脱水汚泥	コンポスト	3 t/年

(3) 関連施設の概要

施設名	所在地	型式	公称能力
コンポスト施設	飛騨市宮川町三川原 1083 番地	発酵攪拌方式	90 kg/日

6. 収集・運搬計画

種類	収集運搬量	収集区域	収集回数	収集方法
し尿	1,005 kl	有限会社 吉城環境管理センター (飛騨市古川町・河合町・宮川町の全域) 株式会社 神岡衛生社 (飛騨市神岡町の全域)	地区単位で収集周期を組み定期的に行う。	バキューム式収集運搬車による戸別方式
浄化槽汚泥	6,188 kl		年一回以上	バキューム式収集運搬車及び汚泥濃縮車による戸別方式
脱水汚泥	167 t		ダンプトラックで収集方式	

7. 中継施設から中間処理施設への運搬計画

(1) 中継施設の概要

施設名	所在地	型式	公称能力
北吉城 クリーンセンター (中継施設)	飛騨市神岡町吉ヶ原 36 番地 1	し尿、浄化槽汚泥の一時貯留	323 m ³

(2) 運搬計画

北吉城クリーンセンター(中継施設)へ搬入された飛騨市神岡町区域のし尿、浄化槽汚泥は、中間処理施設のみずほクリーンセンター(し尿処理)へ運搬するものとする。

運搬者	種別	運搬予定量(kl/年)	保有車両台数
株式会社 神岡衛生社	し尿	576 kl	10kl ×1台(バキューム)
	浄化槽汚泥	2,955 kl	

8. 中間処理計画

(1) 処理施設の概要

施設名	所在地	型式	公称能力
みずほ クリーンセンター (し尿処理)	飛騨市宮川町三川原 1083 番地	浄化槽汚泥対応型・膜分離 高負荷生物脱窒素処理方式	40 kl/日 (し尿：15 kl/日) (浄化槽汚泥：25 kl/日)
みずほ クリーンセンター (汚泥焼却)	飛騨市宮川町三川原 1083 番地	流動床式焼却	10 t/日

(2) 搬入される廃棄物の搬入業者別の内訳

搬入者	種別	搬入予定量(kl/年)	R6 年度搬入実績 (kl/年)	保有車両台数
有限会社 吉城環境管理センター	し尿	429 k	529 kl	3.70K1 ×1 台(ハキューム) 3.60K1 ×1 台(ハキューム)
	浄化槽汚泥	3,233 kl	3,251 kl	3.50K1 ×2 台(ハキューム) 3.00K1 ×1 台(ハキューム) 2.95K1 ×2 台(ハキューム)
	脱水汚泥	138 t	136 t	2.92K1 ×1 台(濃縮車) 2.50K1 ×1 台(強力吸引車)
株式会社 神岡衛生社	し尿	576 kl	672 kl	10.0kl ×1 台(ハキューム) 7.30K1 ×1 台(ハキューム) 7.20K1 ×1 台(ハキューム)
	浄化槽汚泥	2,955 kl	3,310 kl	3.70K1 ×2 台(ハキューム) 3.00K1 ×1 台(ハキューム) 2.70kl ×1 台(ハキューム)
	脱水汚泥	29 t	28 t	2.92K1 ×1 台(汚泥濃縮車) 2.92K1 ×1 台(コンテナ車)

- ・株式会社神岡衛生社が搬入する廃棄物のうちし尿及び浄化槽汚泥は、北吉城クリーンセンター（中継施設）への搬入量等を示すものとし、中間処理は「7. 中継施設から中間処理施設への運搬計画」のとおり、みずほクリーンセンター（し尿処理）へ運搬・搬入し、併せて処理するものとする。

9. 最終処分計画

(1) 「みずほクリーンセンター」発生分

焼却灰については民間業者に委託し焼成処理後、リサイクル処理する。

10. 適正処理に関する施策

(1) 住民に対する広報・啓発活動

浄化槽設置者の3つの義務（法定検査、保守点検、清掃）を住民に周知徹底させる。

1 1. 一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥）収集運搬業の許可方針

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、現行の処理体制において、適正な処理が確保できているため新規の許可は行わない。

1 2. 浄化槽清掃業の許可方針

現行の処理体制において、適正な処理が確保できているため新規の許可は行わない。

浄化槽清掃業の許可業者は別表2のとおりとする。

一般廃棄物収集運搬業許可業者 (2)

株式会社かんでん エルファーム	富山県南砺市葎島 1 番地	(事業の区分) 収集運搬 (取扱う一般廃棄物の種類) 関西電力(株)下小鳥ダムに漂着した流木等 (使用車両 処理能力別) 脱着装置付コンテナ専用車 3.85 t × 1 台 7.90 t × 1 台 ダンプ 8.70 t × 1 台 8.90 t × 1 台 キャブオーバ 2.95 t × 1 台
--------------------	---------------	--

別表 2

浄化槽清掃業許可業者

許可事業者	所在地	許可区域
有限会社 吉城環境管理センター	飛騨市古川町下気多 106 番地 1	古川町、河合町、宮川町 区域
株式会社 神岡衛生社	飛騨市神岡町東雲 375 番地	神岡町 区域

令和8年度 吉城環境管理センター し尿汲取り収集計画表

し尿汲取り地区		し尿汲取り収集日											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
古 川 町	【地区①】 大野町・上町・是重・南成町 貴船町・幸栄町・増島町・向町	7・14 21・28	7・12 19・26	2・9 16・23 30	7・14 21・28	4・10 18・25	1・8 15・24 29	6・13 20・27	2・10 17・24	1・8 15・22 29	5・12 19・26	2・9 16・22	2・9 16・23 30
	【地区②】 片原町・東町・殿町・金森町 本町・老之町・武之町・三之町 末広町・若宮町・栄町・新栄町 上気多・下気多・杉崎	2・6 9・13 16・20 23・27 30	7・11 14・18 21・25 28	1・4 8・11 15・18 22・25 29	2・6 9・13 16・21 23・27 30	3・6 10・13 17・20 24・27 31	3・7 10・14 17・24 28	1・5 8・13 15・19 22・26 29	2・5 9・12 16・19 24・26 30	3・7 10・14 17・21 24・28	4・7 12・14 18・21 25・28	1・4 8・12 15・18 22・25	1・4 8・11 15・18 23・25 29
	【地区③】 沼町・太江 袈裟丸・数河	3・7 10・14 17・21 24・28	1・8 12・15 19・22 26・29	2・5 9・12 16・19 23・26 30	3・7 10・14 17・21 24・28 31	4・7 10・18 21・25 28	1・4 8・11 15・18 25・29	2・6 9・13 16・20 23・27 30	2・6 10・13 17・20 24・27 29	1・4 8・11 15・18 22・25 29	5・8 12・15 19・22 26・29	2・5 9・12 16・19 22・26	2・5 9・12 16・19 23・26 30
	【地区④】 宮城町・朝開町 高野・平岩	1・8 15・22 28	7・13 20・27	3・10 17・24	1・8 15・22 29	5・12 19・26	2・9 16・24 30	7・14 21・28	4・11 18・25	2・9 16・23 29	6・13 20・27	3・10 17・24	3・10 17・24 31
	【地区⑤】 上野・中野・下野・谷・信包 黒内・笹ヶ洞・寺地・畦畑	1・8 15・22 28	7・13 20・27	3・10 17・24	1・8 15・22 29	5・12 19・26	2・9 16・24 30	7・14 21・28	4・11 18・25	2・9 16・23 29	6・13 20・27	3・10 17・24	3・10 17・24 31
	【地区⑥】 野口・末真 戸市	1・8 15・22 28	7・13 20・27	3・10 17・24	1・8 15・22 29	5・12 19・26	2・9 16・24 30	7・14 21・28	4・11 18・25	2・9 16・23 29	6・13 20・27	3・10 17・24	3・10 17・24 31
	宮 河 川 合 町 町	【地区⑦】 河合町全域 宮川町全域	3・7 10・14 17・21 24・28	1・8 12・15 19・22 26・29	2・5 9・12 16・19 23・26 30	3・7 10・14 17・21 24・28 31	4・7 10・18 21・25 28	1・4 8・11 15・18 25・29	2・6 9・13 16・20 23・27 30	2・6 10・13 17・20 24・27 29	1・4 8・11 15・18 22・25 26・29	5・8 12・15 19・22 26・29	2・5 9・12 16・19 22・26
作業予定件数(年間1,580件)		129	125	131	147	133	133	146	148	177	91	98	122

※この計画は、予告なしに変更する場合がございます。

【お問い合わせ先】 吉城環境管理センター 電話 0577-73-2609

【令和8年度 飛騨市神岡町し尿収集計画表】

【収集計画表】

(1) 飛騨市神岡町し尿汲取り箇所の汲取周期を基準に下記の通り実施計画する。

収集予定対象戸数

349戸

収集地区		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
神岡町	(A地区) 横山・割石・吉ヶ原・西漆山・ 西茂住・跡津川・谷・中山・ 土・東漆山・東茂住・二ツ屋・ 牧・六郎・鹿間・杉山	1・8・15 22・28	7・13 20・27	3・10・17 24	1・8・15 22・29	5・12・19 26	2・9・16 24	7・14・21 28	4・11・18 25	2・9・23	6	3・17	3・10・24
	(B地区) 巢山・山田・寺林・西・柏原・ 伏方・堀之内・梨ヶ根	2・9・16 23	7・14・21 28	4・11・18 25	2・9・16 23	6・13・20 27	3・10・17 24	1・8・15 22・29	5・12・19 26	3・10・17 24	7・14・21	4・18・25	4・11・18 25
	(C地区) 阿曾保・数河・石神・麻生野	13・20	18	9	6・16	7・17	14	19	3・26	21	12	8	8
	(D地区) 丸山・吉田・小萱・野首	15・20	11	8	13	3	18	5	5・16	7・21	18	15	1・15
	(E地区) 伊西・下之本・岩井谷・佐古・ 森茂・瀬戸・打保・和佐府・ 和佐保	13	8	15	21	10	8	13・26	24	1			23
	(F地区) 釜崎・館野町・東雲・緑ヶ丘・ 旭ヶ丘・江馬町・坂富町・ 桜ヶ丘・城ヶ丘・殿・東町・ 夕陽ヶ丘・船津・朝浦・牧ヶ平	1・2・6 8・9・13 15・16・17 20・22・23 27・28	7・8・11 13・14・18 19・20・21 22・25・27 28	1・3・4・8 9・10・11 15・17・18 22・24・25 29	1・2・6・8 9・13・15 16・21・22 23・27・29	3・5・6・7 10・12・13 17・18・19 20・26・27	2・3・7・8 9・10・14 16・17・18 24・25・28	1・5・7・8 13・14・15 19・21・22 26・28・29	2・4・5・9 11・12・13 16・18・19 24・25・26	1・2・3・7 9・10・14 16・17・18 21・23・24 28	4・6・7 12・13・14 18・20・21 25・27・28	1・3・4・8 10・15・17 18・22・24 25	1・3・4・8 10・11・15 17・18・23 24・25・29
年間収集予定件数（合計：1,543件）		148件	116件	156件	126件	140件	126件	116件	135件	180件	80件	91件	129件

令和8年度 吉城環境管理センター 浄化槽汚泥収集計画表

(1) 収集計画

古川町・河合町・宮川町に設置されている浄化槽について、浄化槽法の定める回数を基準に下記の通り実施計画する。

(2) 収集地区

古川町	大野町、上町、是重、貴船町、幸栄町、南成町、増島町、向町、片原町 東町、殿町、金森町、本町、壺之町、式之町、三之町、末広町、栄町 新栄町、若宮町、宮城町、朝開町、高野、平岩、畦畑、上気多、下気多 沼町、太江、杉崎、袈裟丸、上野、中野、下野、谷、信包、黒内 笹ヶ洞、寺地、野口、末真、戸市、数河
河合町	角川、小無雁、有家、中沢上、保木林、羽根、新名、上ヶ島、元田 天生、月ヶ瀬、稲越、大谷、舟原、保
宮川町	小谷、大無雁、落合、岸奥、野首、林、牧戸、丸山、巢之内、種蔵 菅沼、三川原、高牧、西忍、森安、打保、戸谷、桑野、杉原、小豆沢 巢納谷、祢宜ヶ沢上、中沢上、塩屋、洞、鮎飛

(3) 月内収集地区

作業地区
1日
2日
3日
4日
5日
6日
7日
8日
9日
10日
11日
12日
13日
14日
15日
16日
17日
18日
19日
20日
21日
22日
23日
24日
25日
26日
27日
28日
29日
30日
31日

全地域
前年作業日を基準
に計画的に実施

(4) 年間計画件数

	予定件数			収集量合計	
	古川町	河合町	宮川町	件数	数量(kℓ)
4月	59	9	8	76	246
5月	75	5	15	95	262
6月	66	7	28	101	287
7月	87	7	10	104	322
8月	60	8	16	84	244
9月	72	7	11	90	250
10月	82	14	33	129	575
11月	70	9	17	96	376
12月	65	7	7	79	197
1月	28	3	2	33	122
2月	35	2	1	38	122
3月	47	9	8	64	202
合計	746	87	156	989	3,205

令和8年度 神岡町 浄化槽汚泥収集運搬計画

神岡町設置の浄化槽について、浄化槽法の定める回数を下記の通り実施計画する。

月	件数	収集量
4月	69 件	172,800 ℓ
5月	97 件	288,720 ℓ
6月	98 件	289,890 ℓ
7月	76 件	263,430 ℓ
8月	81 件	225,400 ℓ
9月	84 件	232,520 ℓ
10月	122 件	409,230 ℓ
11月	85 件	280,710 ℓ
12月	59 件	176,220 ℓ
1月	48 件	151,290 ℓ
2月	35 件	74,790 ℓ
3月	45 件	177,570 ℓ
計	899 件	2,742,570 ℓ

対象件数： 774 件